

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和5年度）

住 所 仙台市青葉区木町通一丁目4番15号

事業者名 仙台市交通局
代表者名 交通事業管理者 吉野 博明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
南北線全駅	(1) エスカレーターへの進入可否を表示するポール式案内装置と人感センサーを設置 (令和3年度から令和7年度までの整備予定：7駅 R3：2駅 R4：2駅 R5：3駅)	勾当台公園駅、愛宕橋駅、河原町駅
	(2) ホームに櫛ゴムを設置することにより車両との隙間を縮小 (令和3年度から令和7年度までの整備予定：全17駅 R3：1駅 R4：2駅 R5：4駅 R6：5駅)	泉中央駅、勾当台公園駅、五橋駅、長町駅

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー設備を用いた役務の提供	・ 渡り板による乗降支援 ・ 筆談用具／コミュニケーション支援ボードの配備	・ 車いすのお客様等に対し、渡り板による乗降支援を実施した。 ・ 各駅に筆談用具とコミュニケーション支援ボードを配備している。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声掛け運動	・ 地下鉄を安全に安心してご利用いただくとともに、事故を未然に防止するため、高齢者や身体の不自由な方に対し積極的に声掛けを行う。	・ 日ごろから積極的な声掛けを実施している中で、強化月間を設けて対応した。
サービス介助士の管区駅配置	・ 移動に制約があるお客様に安全・安心してご利用いただけるよう、各管区駅にサービス介助士の資格を有した駅務助役を配置し、各駅においてお困りのお客様がいた際は対応するとともに、駅務員のバリアフリーに関連する指導・助言ができる環境を整備する。	・ サービス介助士の資格を持つ駅務助役がそのノウハウを駅務員に伝達し、車いすのお客様などに対し列車の乗降のお手伝いを実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー情報提供	・地下鉄南北線・東西線におけるバリアフリーの取り組み状況やバリアフリー設備について、交通局ウェブサイトなどで情報提供する。	・バリアフリーに関する取り組み状況などについて、交通局ウェブサイトで情報提供を行った。
エレベーター等点検情報提供	・エレベーター・エスカレーターの定期点検予定・工事予定を交通局ウェブサイトに掲載するとともに、視覚障害者団体へ情報を提供する。	・点検・工事の都度、情報提供を実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高速鉄道全体集合研修の実施	・お客様に地下鉄を快適にご利用いただくため、接遇のスキルアップを図り、バリアフリーやノーマライゼーションについての理解を深めることを目的として、サービス向上研修を実施する。	・異常時の案内放送についてDVD視聴及びグループワークの研修を実施した。
外部接遇研修の実施	・更なる知識や技術の向上を図るため、局内での実施が困難なものや先進的取り組みについて、外部機関の研修を受講する。	・上記DVDを活用した研修を実施した。
駅係員介助研修の実施	・高齢の方や身体の不自由な方が、安全かつ安心して地下鉄をご利用いただけるよう、接客や介助のスキルアップを図る研修を実施する。	・定期教育訓練において、接遇・介助研修を実施し対応スキルの向上を図った。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
マナー啓発活動	マナー啓発活動として、キャンペーンを計画的に実施するとともに、マナー啓発ポスター・ステッカーを継続して掲出する。	マナー啓発キャンペーンを計画的に実施するとともに、マナー啓発ポスター・ステッカーを継続して掲出した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・小学生等を対象とした交通バリアフリー教室を実施した。 令和5年12月12日 黒松小学校：5年生 68名 ・春と秋に、高校生の列車内及び駅構内における乗車マナーの意識の醸成を図るため、みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーン運動を実施した。
--

(3) 報告書の公表方法

交通局ウェブサイトに掲載

(4) その他

仙台市バリアフリー基本構想に基づき、第3期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画を策定・実施している。
--

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和5年度）

住 所 仙台市青葉区木町通一丁目4番15号

事業者名 仙台市交通局
代表者名 交通事業管理者 吉野 博明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。